

市・県民税(住民税)の主な税制改正

◆減価償却費の改正

農業や営業を行っている方

平成19年3月31日以前に取得した資産で、既に償却済み(残存価格5パーセントのみ)になっているものについて、平成20年分から5年間で均等に残存価格1円まで償却できることになりました。

収支内訳書の減価償却欄に記載のない場合でも、取得時期・価格などがわかれば償却できますので、申告の際には、取得年月及び取得価格がわかるものを持参してください。

※廃棄等により既に存在しない資産については、対象外となります。



◆住宅ローン控除



住民税からの住宅借入金等特別税額控除について

所得税の住宅ローン控除の対象で、平成11年から平成18年までの間に居住の用に供したのものについて、住民税からの住宅ローン控除を受けるためには、毎年の申告が必要となりますのでご注意ください。

申告書の作成方法については、笠間市ホームページで来
年1月以降に公開します。
※平成19年以降に居住の用に

供した場合は、既に所得税で
特例措置が講じられています
ので、住民税からの控除はあ
りません。

◆年金からの住民税の特別徴収

平成21年10月から、公的年金にかかる住民税のうち、一定の要件を満たす方については、年金からの特別徴収(天引き)になります。

制度導入の初年となる平成21年度は、住民税の額の2分の1を普通徴収(納付書、口座振替等)として1期(6月末納期限)・2期(8月末納期限)で徴収し、10月支給分から年金からの特別徴収となります。



問合せ先▼税務課(内線112・113・115)

※税制改正以外のお知らせ

国民健康保険税(国保税)や長寿(後期高齢者)医療制度保険料の社会保険料控除

平成20年度から国保税及び長寿医療制度保険料の年金からの特別徴収(天引き)が始まりましたが、年金から天引きされたものについては、所得税や住民税を算出する際、天引きされた本人以外の社会保険料控除の対象となりませんのでご注意ください。

※年金からの特別徴収は、口座振替に切り替えることができます。切り替えるための要件等については、保険年金課(内線139・143)にお問い合わせください。